

令和5年度事業計画書

日本証券業協会

1. 協会員等に対する法令・諸規則等の遵守の徹底

協会員及び金融商品仲介業者の金融商品取引法その他関係法令及び本協会諸規則等の遵守の徹底を図る。

2. 諸規則の整備・充実

本協会諸規則の整備・充実を図る。

3. 監査の実施

協会員の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等について、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を実施する。

併せて、協会員の経営状況及び財務状況等に応じて、機動的かつ効果的な監査を実施するとともに、監査の効率性及び実効性を高める観点から、行政当局及び他の自主規制機関と緊密な連携を図る。

4. モニタリングの実施

行政当局等と緊密な連携を図り、会員の経営状況等に応じた効果的なモニタリング及びフォローアップを行う。

5. 法令等違反への対応

協会員及び協会員の従業員等の法令等違反に対して、審査結果に基づき、適切な対応を行う。

6. 苦情相談及び紛争解決のあっせん

苦情相談及び紛争解決のあっせん業務を委託している特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが、指定紛争解決機関として、今後も引き続き、利用者の信頼感・納得感を一層高められるよう、本協会として積極的に支援するとともに緊密な連携の確保を図る。

7. 外務員等資格試験等の実施及び外務員登録事務の処理

外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施により、外務員等の法令遵守意識、資質の向上を図る。また、外務員の登録等に関する事務を円滑、効率的に処理する。

8. 公社債市場等の改善等への対応

公社債市場における取引及び外国証券取引を公正かつ円滑ならしめるため、制度の整備等を行うとともに、公社債市場等に関する資料の収集を行い、統計を作成・公表する。

9. 証券化市場等の改善等への対応

証券化市場及びデリバティブ取引市場等における取引等を公正かつ円滑ならしめるため、制度の整備等を行うとともに、証券化市場等に関する資料の収集を行い、統計を作成・公表する。

10. エクイティ市場の改善等への対応

株式等に係る発行市場及び流通市場における取引等を公正かつ円滑ならしめるため、制度の整備等を行うとともに、取引所外売買に関する資料の収集を行い、統計を作成・公表する。

11. 証券市場全体のシステムの共通基盤等の整備等への取組み

投資者の信頼の確保と証券市場の機能向上を目的に証券市場全体のシステムの共通基盤及び全体的かつ横断的な事業継続計画を整備するとともに、市場参加者のシステムリスク管理態勢及び情報セキュリティ管理態勢の整備・充実に資するための取組みを行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた取組み等

証券市場からの反社会的勢力の排除に向け、反社情報照会システムの運用等により、情報の集約・共有化及び実効的対策を推進するとともに、警察当局等との連絡・連携強化を図るため、都道府県別に設置された証券警察連絡協議会の活動の推進・支援を行う。

13. 事業継続計画（BCP）の維持・向上

証券市場 BCP フォーラムにおいて、会員各社の BCP の充実及び今後の合同訓練の充実について検討を行う。

また、首都直下地震、大規模なシステム障害、感染症の流行等の発生時に適切に対応するため、危機想定等の環境変化を踏まえ、これまで取り組んできた本協会の BCP について、PDCA サイクル（計画、実行、評価、改善）による維持・向上に努めるとともに、訓練による実効性の確保を図る。

14. 国民各層の世代、知識又は経験に応じた金融・証券に関する普及・啓発活動の推進等

国民が金融の仕組みや証券等の金融商品等に関する知識・情報を正しく理解し、主体的に判断し行動できる能力を備えるべく、金融・証券教育支援のための一層の体制を整備し、関連諸団体等と連携しながら、中立・公正な観点から世代、知識又は経験に応じた普及・啓発活動を推進する。特に、（一社）全国銀行協会との間で締結した金融経済教育の推進等に関する MOU に基づき、金融リテラシーの向上に向けた取組みを行う。

また、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための組織である「金融経済教育推進機構（仮称）」の運営体制整備等に協力するとともに、必要な施策の検討・取組みを進める。

さらに、依然として被害が発生している「株や社債をかたった投資詐欺」の被害防止に向けた広報・啓発活動を行う。

15. 金融・資本市場のグローバル化への対応

金融・資本市場のグローバル化の進展に適切に対応し、国際機関や諸外国の証券関係団体との連携を一段と深めるとともに、日本市場の海外における認知度を高める活動を推進する。

また、東京を始めとした各都市における、国際金融センターとしての地位確立に向けた取組みを支援・推進する。

16. 金融・資本市場活性化への対応

金融・資本市場の活性化、国民の中長期的な資産形成に資する諸施策に取り組む。

また、証券税制等について、NISA 制度の利便性向上、上場株式等の相続税評価

等の見直し及び税務手続の更なるデジタル化の推進等の要望の検討を行うとともに、適宜適切に政府その他関係方面に対し、意見表明・要望を行う。

さらに、NISA 制度のほか証券投資全般の普及推進を図るため、特に若年層や投資無関心層への積極的な広報活動を行う。

17. 金融商品取引業務の効率化・多様化の推進

金融商品取引業者の健全性の確保を図りつつ、金融商品取引業務の効率化・多様化等を推進する。

18. 調査研究及び要望

金融商品及び金融・資本市場に関する諸問題の調査研究を行うとともに、適宜適切に、政府その他関係方面に対し意見の表明・要望を行う。

19. 協会員間及び関連団体等との意思疎通等

協会員間及び関連のある諸団体等との意思の疎通及び意見の調整を図る。

20. 教育研修の実施

証券市場の信頼性向上のため、協会員の役職員における法令・諸規則等の遵守の徹底に関するプログラム、職業倫理意識及びコンプライアンス意識の向上に関するプログラムを実施するとともに、協会員の社内研修に対する支援や人材の育成に資する研修等を行う。

21. 認定個人情報保護制度及び社会保障・税番号制度への対応

「個人情報の保護に関する法律」に基づく認定個人情報保護団体として、協会員の個人情報の適正な取扱いを確保するための業務を行う。

また、社会保障・税番号制度の着実な定着に資するための取組みを行う。

22. 証券業界における SDGs 推進に向けた取組み

証券業界として、「持続可能な開発目標（SDGs）」で掲げられている社会的な課題の解決に向けた方策の検討、取組みの推進を行う。

以 上